

平成 23 年度 事業者指導・監査方針

県介護保険課

I 指導・監査方針

厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」(平成23年2月22日開催)、「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)、平成18年10月23日付け老発第1023001号「介護保険施設等の指導監督について」等の内容を踏まえ、次のとおり指導・監査を実施する。

実施にあたっては、市町(保険者)と連携・情報共有を図り均質な指導に努めるとともに、事業者自ら適正な運営を行えるよう、基準や報酬算定の適正な理解に資する情報を周知徹底し、以って介護保険事業者の運営の適正化を推進する。

(1) 指導方針

- 介護保険施設及び事業者への支援を基本とし、介護サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ることを目的に、「集団指導」及び「実地指導」により実施する。

(2) 監査方針

- 通報・苦情、実地指導において確認した指定基準違反等の情報に基づき介護給付等対象サービスの内容や介護報酬請求について不正又は著しい不当が疑われる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを主眼に「通常監査」を実施する。
- 「経済財政改革に関する基本方針 2007」における「平成 20 年度から平成 24 年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」する旨の閣議決定(平成 19 年 6 月 19 日)に基づき策定した「広島県営利法人重点監査5ヵ年計画(平成 20 年度～24 年度)」に基づき、「営利法人重点監査」を実施する。

II 指導事務について

1 集団指導

事業種別毎の実施や介護支援専門員協会や老人保健施設協議会などの関係団体との合同実施など、指導目的に即した実施方法を工夫し、適時効果的に行う。

【集団指導における重点的説明・指導事項】

- ① 法令遵守の意識啓発、業務管理体制の届出(義務)の周知徹底
- ② 報酬算定に係る留意点等、遵守すべき基準(人員、設備及び運営基準)の周知徹底
- ③ 実地検査、業務改善勧告・公表、業務改善命令・公示など事業者規制強化と不正事案に対する監査の強化等について
- ④ 「営利法人重点監査」の趣旨・概要等の説明
- ⑤ 法令等改正内容、厚生労働省会議等に係る関連事項の周知

2 実地指導

(1) 予防的実地指導

新規指定事業所・施設(更新の場合を除く。)を対象とし、指定後概ね3月を目処に、指定申請時の人員配置等の実績確認や報酬請求指導等全般的な指導を行う。

《実施方法》

予め配布する「予防的自己点検シート」により事業所自ら点検し、その結果を踏まえて全般的な実地指導を行う。特に指定申請時の人員配置の実態を確認するとともに、不正請求を未然に防止し、将来に向けて適正運営を継続されるよう、全般的な指導を行う。

(2) 重点的実地指導

ア 運営指導

高齢者虐待防止、身体拘束廃止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取組みの促進について、次の重点指導事項に基づき指導を行う。

【運営指導の重点的指導事項】

- ① 利用者の生活実態の把握
- ② サービスの質に関する事項
 - ア 認知症ケアの理解
 - イ 虐待防止・身体拘束廃止への取り組み
 - ウ 虐待・身体拘束についての認識とサービス実施状況
 - エ 高齢者虐待防止・身体拘束禁止に関する制度の理解
 - ・高齢者虐待防止・擁護者支援法の概要について
 - ・各運営基準における身体拘束禁止規定の遵守について
 - オ 個別ケアプランを含む「一連のプロセス」
 - ・アセスメントから個別のケアプラン作成に至る一連の手続きの有無

イ 報酬請求指導

施設・事業所が届出等で実施する各種加算等に関する指導については、報酬基準に基づき保険給付の適正な事務処理を行わせるとともに、基準要件に適合した加算に基づくサービスの実施を行わせることにより、不正請求の防止と制度管理の適正化を図るとともに、よりよいケアの向上に向けた施設・事業所への事業支援を図ることを目的とする。

【報酬請求指導の重点的指導事項】

- ① 介護報酬に関する告示等を適切に理解した上で、基準に沿った介護報酬の請求を行っているか
- ② 各種加算及び減算の考え方についての理解を促進

III 監査事務について

1 通常監査（従前どおり）

利用者からの情報等から介護サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に基づき実施する。

【想定される監査項目の例】… 監査項目は告発等の内容による

- ア 虚偽の指定申請
- イ 同居親族へのサービス提供の有無
- ウ 人員基準違反（無資格ヘルパーの単独サービス&報酬請求、常勤専従義務違反、サービス提供責任者の配置、管理者の適正配置 等）
- エ 居宅介護支援計画に基づき、サービス提供責任者による訪問計画が作成され、この訪問介護計画に基づきサービスが提供されているか。
- オ 虐待の疑い通報について、事実確認
- カ 不正請求（実施していないサービスに関する報酬請求、無資格者によるサービス等）
- キ ケアマネ運営基準(一連の行為)の実施状況確認 など

2 営利法人重点監査 ※ 県・市町において実施方法等について連携を図りながら実施する。

広島県営利法人重点監査5ヵ年計画(平成20年度～24年度)に基づき実施する。

都道府県・市町が実施する指導監督の在り方について

指導にあたっての基本的方針		効果
<p>制度管理の適正化のための指導については、都道府県及び市町で下記の重点事項を踏まえて指導を実施。</p> <p>①指定事務の制度説明 → 「指定及び指定の更新に係る欠格事由、指定の更新制の説明」 ②改正介護保険法の趣旨・目的の周知及び理解の促進 → 「監督指導の権限行使の考え方、事業規制、情報の公表制度の仕組み等の説明」 ③介護報酬請求に係る過誤・不正防止 → 「都道府県国保連と連携した介護報酬請求事務の講習」</p>	<p>不正の防止</p> <p>制度管理の適正化</p>	
<p>実地指導については、施設サービス、居宅サービス等を行う事業者及び施設に対し、原則、都道府県及び市町が実施。必要に応じ厚生労働省（本省及び地方厚生局）との合同により実施。</p>	<p>高年齢者虐待防止 身体拘束禁止</p>	<p>ケアの実現 よりよい</p>
<p>運営指導</p> <p>○ 高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの実態についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、高齢者虐待防止等に当たっては、個々の利用者毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるとともに、生活支援のためのピアサポートとケアプランの作成等が適切に行われ、個別ケアの推進によって、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。 ※若しい運営基準違反が確認された場合 → 監査へ変更（虐待、身体拘束等） ※生命の危険がない場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</p>	<p>不正な請求の防止</p>	
<p>報酬請求指導</p> <p>○ 各種加算等に基づき必要な体制が確保されているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働が行われているかなどを指導する。 ※報酬請求に不正が確認された場合 → 著しく悪質な請求と認められる場合 → 監査へ変更 ※報酬請求に不正が確認された場合 → 上記以外の場合 → 一般行政指導（必要に応じ過誤調整）</p>		
<p>情報</p> <p>○ 通報・苦情・相談等に基づく情報 ○ 国保連、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情 ○ 国保連・保険者からの通報情報 ○ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者 ○ 介護サービス提供の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報</p> <p>※上記の情報に基づき機動的な監査の実施</p>	<p>行政指導</p> <p>◆ 報告等（実地検査）</p> <p>※第76条等</p> <p>改善報告書</p> <p>改善勧告に 至らない場合</p> <p>◆ 公表 ◆ ※第76条の2第2項等</p> <p>※第76条の2第1項等</p> <p>◆ 改善勧告 ◆ ※第76条の2第1項等</p> <p>正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>◆ 改善命令 ◆ ◆ 公示 ◆</p> <p>※第76条の2第3項・4項等</p> <p>命ぜられないとき</p> <p>不利な処分をしようとする場合の手続</p> <p>◆ 指定の取消 ◆ ※第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の9、第115条の19、第115条の29</p> <p>◆ 指定効力の全部又は一部停止 ◆ ※条文又は指定の取消と同じ ①不適正な部分のみサービスの停止ができるといった柔軟性 ②不正請求の事実の証拠を十分に行うための報告聴取や検査を十分に行うことができる。</p>	<p>行政処分</p> <p>◆ 指定の取消 ◆ ※第77条、第78条の10、第84条、第92条、第104条、第114条、第115条の9、第115条の19、第115条の29</p> <p>◆ 指定効力の全部又は一部停止 ◆ ※条文又は指定の取消と同じ ①不適正な部分のみサービスの停止ができるといった柔軟性 ②不正請求の事実の証拠を十分に行うための報告聴取や検査を十分に行うことができる。</p>
<p>経済上の措置 （指定基準違反を伴う場合）</p> <p>過誤調整</p> <p>返還金（第22条第3項）</p> <p>返還金十加算金（第22条第3項）</p>	<p>監査</p>	<p>介護保険給付の適正化</p>

広島県営利法人重点監査実施5ヵ年計画

第1 監査の基本方針

介護サービス事業者による不正事案を防止し、介護事業の適切な運営を確保する観点から「経済財政改革に関する基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)により「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされた。

これを受け、厚生労働省老健局より平成20年7月4日付けで通知された「営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について」に基づき、広島県営利法人重点監査を実施する。

第2 実施内容

1 実施方針

(1) 対象事業所

平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間に現存する営利法人の運営する全ての介護サービス事業所を対象として実施する。ここでいう営利法人とは、株式会社、有限会社、合資会社、合名会社及び合同会社をいう。

(2) 目的

各介護サービス事業所における「人員、設備及び運営基準」の遵守状況について点検することにより、不正事案を防止し、介護事業の適切な運営の確保を図ることを目的とする。

(3) 根拠規定

介護保険法第5章の各規定

2 実施方法

監査の実施にあたっては、書面検査の方法により実施するものとし、必要に応じて実地検査を実施する。

(1) 監査対象事業所に対する「監査用自己点検シート」の記載及び提出指示

各事業者に対して、介護保険法第5章の各規定に基づく報告書類の提出として、別に定める「監査用自己点検シート」を送付し、期限を定めて当該シートの記載及び提出を求める。

(2) 提出された「監査用自己点検シート」の内容確認

提出された「監査用自己点検シート」について人員、設備及び運営基準上の各点検項目について、次に掲げる事案が認められるか確認する。

また、各項目について基準に適合しない事項(「不適」となっている事項)については、その「事由」及び「改善状況」を記載することとなっていることから、事業所が抱えている問題点について、改善の見込みがあるか等について確認する。

- ① 「監査用自己点検シート」の設問による回答が「不適」となっているものがあるか。不適の場合、その「事由」及び「改善状況」の記述内容により、基準上の問題又は疑義が認められるか。
- ② 人員基準に係る記載内容並びに添付させる「既存の前1月分(特定施設は前年度分)の利用実績(利用者数、サービス提供時間数等)及び前1月分の勤務表」により人員基準上の問題点又は疑義が認められるか。

(3) 必要に応じた実地検査

「監査用自己点検シート」の内容確認の結果、基準上の問題点又は疑義が認められる事業所に対しては、実地検査の実施によりその内容について検査を行うものとする。

なお、基準上の問題点又は疑義が認められない事業所であっても、通報等の情報との不整合がある等の事由がある場合には、記載内容の確認を行うための実地検査を実施できる。

(4) 点検結果・実地検査結果に基づく所要の措置等

① 問題点等が認められない又は問題点の改善が見込まれる事業所等

受理した「監査用自己点検シート」の点検の結果、問題点等が認められない又は問題点の改善が見込まれる事業所、或いは受理した「監査用自己点検シート」の点検の結果等により実地検査を行った事業所でその結果基準違反等が確認されなかった事業所については、監査結果の通知を行う。

② 基準上の問題点又は疑義が認められる事業所

受理した「監査用自己点検シート」の点検の結果等により実地検査を行った事業所でその結果基準違反等が確認された事業所については、基準違反等の程度に応じ、改善勧告又は効力の停止・指定取消等の所要の措置を講ずる。

第3 5カ年計画

概ね次表に定めるサービス種別に属する営利法人事業所を対象に実施し、年度毎の実施計画については別に定める。

年度	対象サービス種別	対象事業所数
平成20年度	介護予防訪問介護事業所(304事業所)及び訪問介護事業所(318事業所)	622事業所
平成21年度	(介護予防)訪問介護事業所(約120事業所)、(介護予防)訪問入浴介護事業所(約40事業所)及び(介護予防)福祉用具貸与・販売事業所(約380事業所)	約500事業所
平成22年度	居宅介護支援事業所(約240事業所)、(介護予防)訪問看護事業所(約40事業所)、(介護予防)通所リハビリテーション事業所(約4事業所)及び(介護予防)訪問リハビリテーション事業所	約300事業所
平成23年度	(介護予防)訪問介護事業所、(介護予防)訪問入浴介護事業所、(介護予防)福祉用具貸与・販売事業所、居宅介護支援事業所、(介護予防)訪問看護事業所、(介護予防)通所リハビリテーション事業所及び(介護予防)訪問リハビリテーション事業所を除くサービス種別に該当する事業所 (介護予防)通所介護事業所(約440事業所)、 (介護予防)短期入所生活介護事業所(約20事業所)、 (介護予防)特定施設事業所(約80事業所)	約540事業所
平成24年度	平成20年度から平成23年度までに営利法人重点監査を完了した事業所以外の全事業所	—
合 計		約2,000事業所

指定居宅サービス事業者の指定取消しについて

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消しました。

- 1 指定取消事業者
- | | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 名称 | |
| (2) 所在地 | 廿日市市 |
| (3) サービスの種類 | 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導 |

2 指定取消処分年月日及び指定取消年月日（指定の効力が消滅する日）
平成23年5月26日

- 3 根拠法令
介護保険法第77条第1項第5号、第7号
介護保険法第115条の9第1項第5号、第7号

- 4 指定取消理由
- (1) 歯科衛生士等を配置していない期間（平成20年3月～平成23年1月）に、歯科助手が行ったサービスについて歯科衛生士による居宅療養管理指導を実施したとして介護報酬を不正に請求し、受領した。（介護保険法第77条第1項第5号及び第115条の9第1項第5号該当）
 - (2) 介護保険法第76条第1項に基づき質問に対し、「平成22年1月未まで歯科衛生士が勤務していた」と及び「歯科衛生士等による居宅療養管理指導の算定基準を満たさなくなったのは平成22年7月からである」という虚偽の答弁を行った。（介護保険法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第7号該当）

- 5 不正請求額
10,723,500円（一部自己負担金を含む）

（参考）介護保険法抜粋

（指定の取消し等）

第77条第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第4号、第6号（略）

第5号 居宅介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

第7号 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。（以下略）

（指定の取消し等）

第115条の9第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第1号～第4号、第6号（略）

第5号 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。

第7号 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第115条の7第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは回避したとき。（以下略）